

参考

1 平成19年度からの取組

財政健全化に向けた「新たな具体化方策」(平成18年12月策定時)

- 平成19年度から平成21年度までの間に、390億円程度の財源不足の圧縮を行う。
- この間、施策の選択と集中の更なる徹底により、「元気挑戦プラン」の実施計画に必要な財源を確保する。
- なお、国の「歳出・歳入一体改革」等の影響がある場合には、内容を見直す。

(単位：億円)

区分		H19～21の基本方針	平成21年度 目標効果額 (一般財源)
歳 出	内部努力		180
	人件費の抑制	○職員数の見直し ・H21までに1,700人を上回る削減 知事部局・警察本部(警察官を除く)等 教育委員会 ○給与等抑制措置 ○諸手当見直し等	139
	内部管理経費の削減	○事務事業総点検の結果等に基づく削減 ・施設管理水準の見直し・経費抑制等 ・旅費、物品調達方法の見直し等	41
	施策の見直し		180
	普通建設事業費等の削減	○公共事業の計画的削減 ・補助公共をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共(建設)をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共(維持)をH18当初に比べ17.5%削減 ・直轄事業負担金をH18当初に比べ17.5%削減 ○公共事業以外の投資的経費を計画的にH18当初に比べ35%削減	116
	事務事業の見直し	○事務事業総点検の結果に基づく削減 ・必要性・有効性・効率性の視点から事業の徹底見直し、情報システム最適化、契約見直し等 ・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し	64
歳入	歳入の確保	○収入未済額の縮減、財産売払収入の確保等	30
合計			390

<参考>

〈財政收支見通し〉

(単位：億円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 財源不足額	▲632	▲639	▲635
2. 財政健全化対策	211	299	390
3. 財源対策(従来分)	① 行政改革推進債・退職手当債等	283	255
	② 財源調整的基金の取崩し	133	0
4. 臨時の財源対策	① 特定目的基金のさらなる活用	5	85
5. 差引	0	0	0

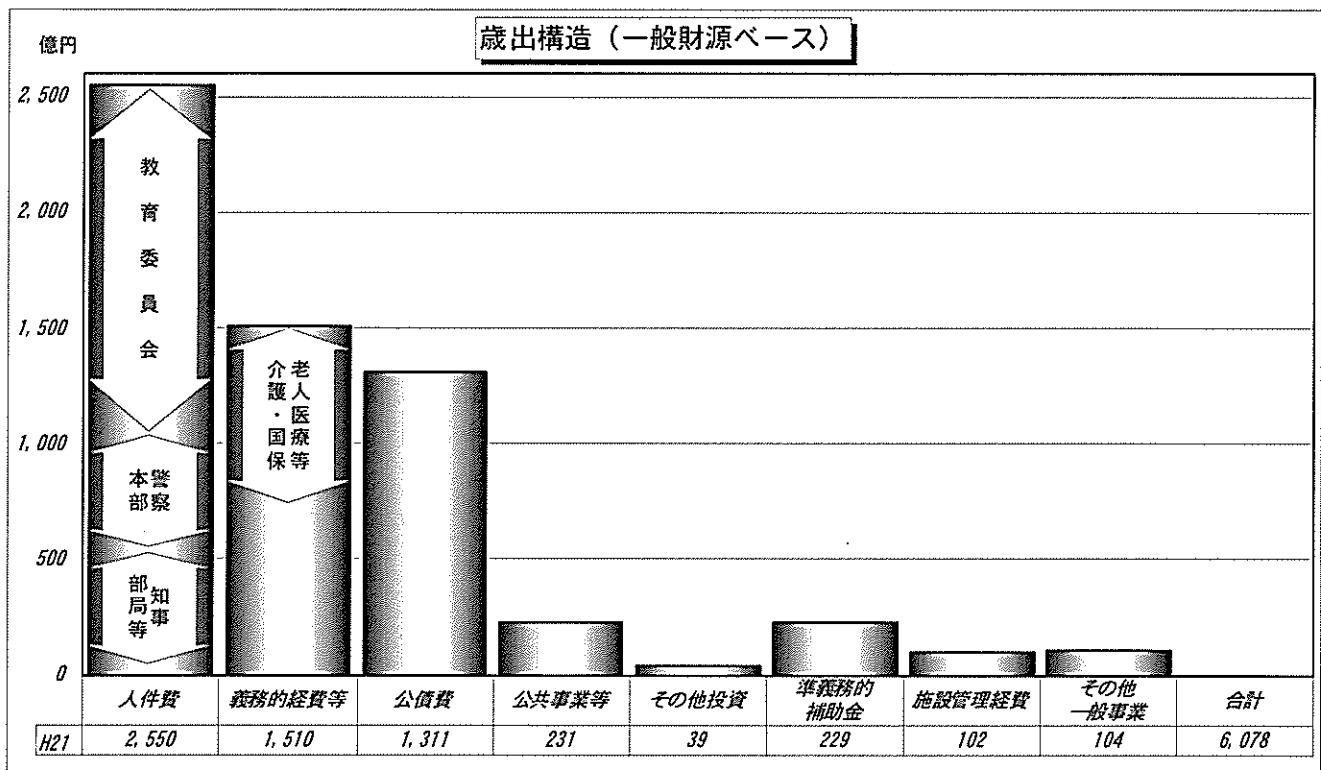
〈指標〉

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6. 基金残高(H18末：190億円)	57	57	52

広島県の財政状況Q & A

【Q1】本県の歳出構造(一般財源ベース)はどのようにになっていますか?

- 平成21年度当初予算での歳出の経費区分別内訳(一般財源ベース)は、人件費、義務的経費等及び公債費で全体の88.4%を占めており、財政の硬直化が進んでいます。(※H2決算時:65.7%)



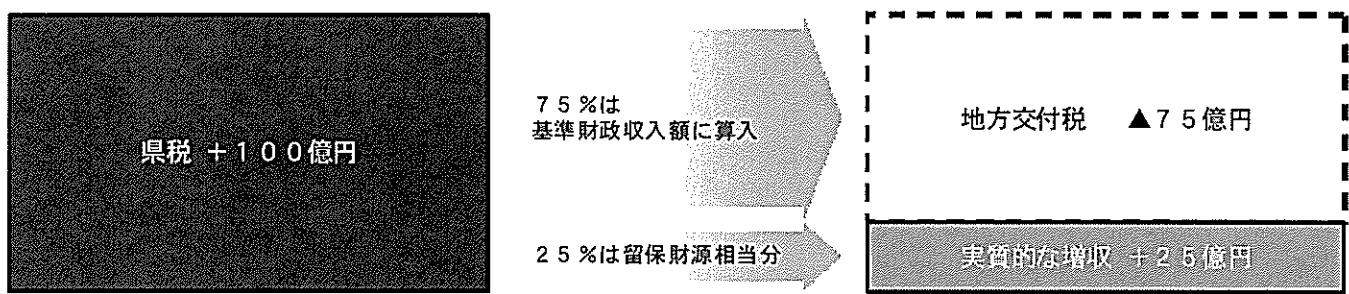
義務的経費等: 福祉医療関係費等、法令等に基づき支出する義務がある経費(市町税交付金等793億円を除く。)

その他投資: 公共投資以外の大規模建設事業等に要する経費

準義務的補助金: 義務的経費に準じる補助金(私学振興補助金、単県福祉医療公費負担、小規模事業指導費補助金等)

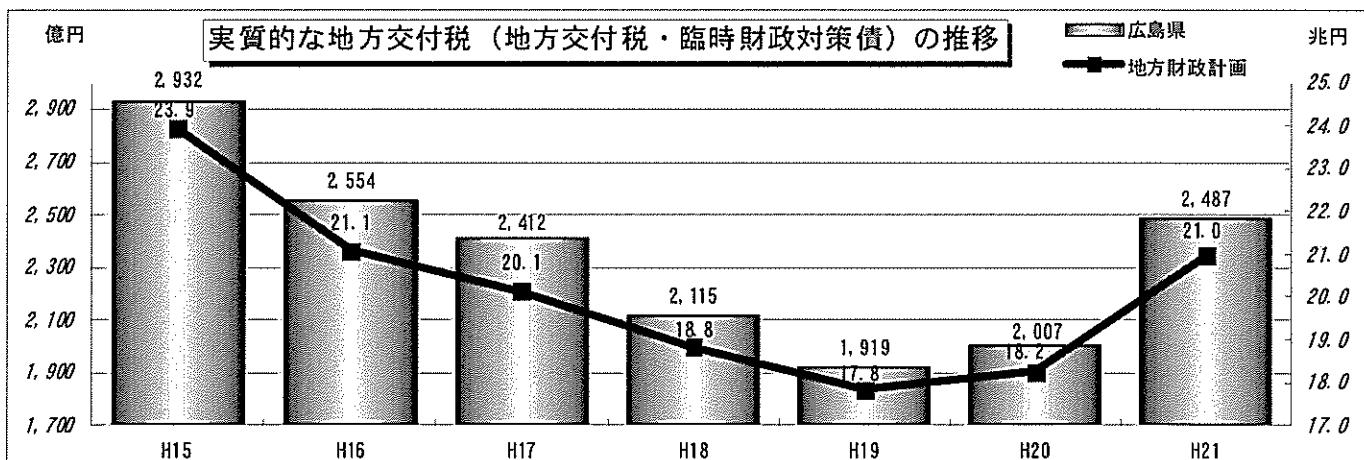
【Q2】税収の増減により、財政收支はどうなるのですか?

- 仮に、県税が100億円増加した場合、地方交付税の基準財政収入額に75%がカウントされ、交付税が75億円減少するため、実質的には、留保財源である25%相当の25億円しか增收にならない仕組みとなっています。
- また、地方消費税、自動車取得税、利子割などの税が増加した場合は、歳出(市町村への税交付金)が増加するため、実収入は少なくなります。



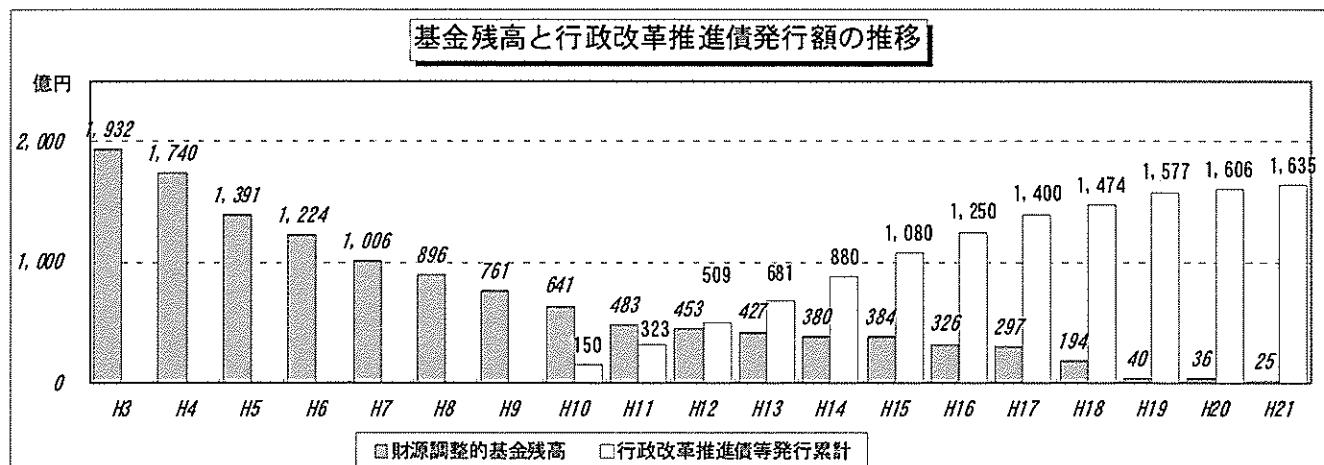
【Q3】地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

- 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県分は△817億円（※H15決算とH18決算との比較）の大幅減となり、平成19年度決算まで含めると、本県分は△1,013億円もの減額となっています。
- なお、平成20年度当初予算においては、地方再生対策費の増等により前年度より増加となり、平成21年度当初予算においても、生活防衛のための緊急対策に基づく地域雇用創出推進費の創設などにより増加しています。
- 通常、実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっています。
- しかしながら、三位一体改革では、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減され、以降、財政運営に大きな支障をもたらしています。



【Q4】基金の現状はどのようにになっているのですか？

- 財源調整的基金は、ピーク時の平成3年度末1,932億円が、平成21年度当初予算編成時の年度末残高では25億円程度まで減少しています。
- 基金は、当初予算段階ではほとんど取崩してほぼ底をついた状態となっており、基金残高の確保がいよいよ困難になってきています。
- また、行政改革推進債のような財源確保のための起債は、制度上発行可能額が減少しています。



【Q5】活用が可能な基金はないのですか？

- 基金は、それぞれの特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。
- 今後、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その目的を達成したと認められる基金については廃止を含めた見直しを検討する必要がありますが、特定目的のための基金の廃止・取り崩しなどの財源対策効果は一過性のものであり、根本的な財源不足の解消には至りません。

基金の状況（平成21年3月末現在）

(単位：億円)

性質別分類	基金名	現在高 [現金]	基金設置目的(積立財源)
I. 単県による基金	① 財源調整を使途とするもの		
国策に基づかず、特定の目的のために単県にて実施しているもの	財政調整基金	25	財源不足時の財源補てん(一般財源)
	減債基金(通常分)	15	財源不足時の県債の償還(一般財源)
	地域福祉基金	32	地域福祉の向上を図るための事業(交付税) ※一部基金からの貸付有
	地域づくり基金	7	市町村が自ら推進する地域づくり事業の助成(交付税)
	大規模事業基金	13	県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源) ※一部基金からの貸付有
	県庁舎整備基金	151	県庁舎の整備(一般財源)
	港湾整備事業基金	8	港湾の整備(財産収入/土地売却収入, 使用料)
	大規模社会福祉施設等建設基金	21	大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分)
	産業廃棄物抑制基金	14	産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物埋立税)
	県立産業会館施設設備整備基金	3	県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料, 財産収入)
	広島県教育振興基金	1	社会教育施設の設備の整備(寄附金, 一般財源)
	県営林事業費基金	1	県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料, 財産収入/立木売却収入)
	ひろしまの森づくり基金	2	森林の維持・管理に係る施策(県民税均等割超過課税分)
一定額の原資金を運用することにより、特定の事業等を運営するために設けられた基金	③ 義務的な経費に充てるもの		
	災害救助基金	11	災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源)
	減債基金(ルール分)	713	満期一括方式により発行した公募債・縁故債の償還(一般財源)
	2. 定額運用基金		
	市町振興基金	68	市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄附金, 一般財源)
	みどりと景観の基金	11	自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源)
	土地開発基金	14	公用地等の先行取得(交付税, 一般財源)
	美術品等取得基金	4	県立美術館の美術品及び美術に関する資料の取得
	民間社会福祉事業振興基金	4	社会福祉団体に対する社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金の貸付(一般財源)
	II. 国の施策による基金		
国策に基づき交付された補助金を積み立てた基金であり、施策目的に合致する事業しか活用できない	介護保険財政安定化基金	27	市町村の保険財政が悪化しないように資金の交付又は貸付(国庫)
	障害者自立支援特別対策事業基金	32	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るための事業(国庫)
	中山間ふるさと・水と土の保全基金	12	中山間地域における土地改良施設の維持管理経費等への助成(国庫, 一般財源)
	中山間地域等直接支払事業基金	15	中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付(国庫)
	環境保全基金	4	地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫, 一般財源)
	国民健康保険広域化等支援基金	2	国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫)
	後期高齢者医療財政安定化基金	8	保険料の未納や予測を超える給付費の増大による財政不足に対する資金の貸付・交付(国庫)
	安心こども基金	21	保育所等の子育て支援施設の整備(国庫)
	妊婦健康診査支援基金	19	妊婦健康診査の公費助成の拡充を行う市町に対する支援(国庫)
	消費者行政活性化基金	4	県又は市町が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業(国庫)
	森林整備地域活動支援事業基金	1	森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫)
	雇用創出基金	0	安定的な雇用機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)
	緊急雇用対策基金	0	一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)
	合計	1,264	

【Q6】プライマリーバランスの推移は。今後はどうなるのですか？

プライマリーバランスの定義

広島県の定義

プライマリーバランス：元金償還額と県債発行額（臨時財政対策債などを除く）とのバランス

黒字 : 元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少

赤字 : 元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加

【参考】国（財務省）の定義（基礎的財政収支）

基礎的財政収支：県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス

黒字 : 岁入(国債除く) > 岁出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に頼らず

赤字 : 岁入(国債除く) < 岁出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に依存

プライマリーバランスの目的

- 平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、プライマリーバランスの早期黒字化」を財政健全化の基本目標の一つとして掲げています。
- 持続可能な財政構造を確立するためには、プライマリーバランスの黒字化により、将来の県債残高の抑制を図ることが、極めて重要です。

プライマリーバランスの推移

- 当初予算段階でのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。
- しかし、これまで財政健全化に取り組んできた成果として、当初予算ベースでは、平成19年度以後3年連続で黒字化を達成し、黒字幅も年々拡大していますが、年度途中に発生する災害への対応などにより、県債を追加発行せざるを得ない状況もあることから、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字化が引き続きの課題です。

(単位：億円)

区分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
当 初 予 算	元利償還金 a	1,029	1,032	971	916	944	1,055	963	958
	県債発行額 b	1,018	1,021	1,049	1,012	1,021	1,045	904	851
	プライマリーバランス (a-b)c	11	11	▲78	▲96	▲77	10	59	107
決 算	元利償還金 d	964	1,012	940	903	943	1,059		
	県債発行額 e	1,466	1,311	1,263	1,129	1,067	1,122		
	プライマリーバランス (d-e)f	▲502	▲299	▲323	▲226	▲124	▲63		

※ 元利償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

今後の取組

- 県債残高を減らすためには、さらなる県債発行の抑制が不可欠です。

【Q7】財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

- これまで、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準備団体」となっていました。
 - しかし、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、
 - ① 実質赤字比率、② 連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④ 将来負担比率などが新しい指標となりました。
 - 平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準に満たなければ「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。
また、財政再生基準に満たなければ「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。
- ※ 新しい指標については、平成19年度決算からの公表が義務付けられています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

- 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ③ 実質公債費比率（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
 - ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を経由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【公営企業の経営の健全化】

- 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

【Q8】財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。（総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。）
- また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。

過去の事例等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化・財政再生の具体的な事例はまだないので、前身の法律である「地方財政再建促進特別措置法」による財政再建の最近の事例を挙げると次のとおりとなります。（平成19年度は指標のみ公表。実際の再生団体等の指定は平成20年度決算からとなります。）

※ 福岡県赤池町の財政再建計画での具体的措置（H3～H12）

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 15課1室 → 12課1室
- ・ 職員数の削減 ③113人 → ⑩101人
- ・ 給与水準の引下げ ラスパイレス指数 ②98.2 → ⑩87.4, 給与の据置、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 国、県から助成される補助事業以外の原則禁止
- ・ 必要最小限まで事業費の抑制（各団体助成金を類団で一番低い額に引下げ～商工会▲60%、社会▲45%）など

歳入増

- ・ 水道料金、町営住宅家賃、各種施設使用料等の大幅引上げ、町の助成・減免措置廃止（20%前後アップ）など

※ 北海道夕張市の財政再建計画での具体的措置（H18～H36）

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 5部17課30係 → 7課20係
- ・ 職員数の削減 H18：269人 → H21：134人 → H22：103人
- ・ 給与水準の引下げ 平成19年度から平均で30%削減、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 住民生活に必要な事務事業以外は、原則として中止・縮小。補助金の支出は原則取りやめ。
- ・ 経常的経費は全国で最も効率的に運営する市町村と同程度になるよう抜本的な見直し。
- ・ 投資的事業は真に必要な事業以外行なわない など

歳入増

- ・ 市税率は法令上の上限を基本、公営住宅使用料の滞納整理、使用料・手数料の適正化、ごみ処理手数料新設 など

※ 【参考】平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）平成20年11月28日総務省公表）から抜粋

○ 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

- ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）、実質赤字額があるのは、都道府県で1団体、市区町村で23団体

2 連結実質赤字比率

- ・ 11団体が早期健全化基準以上（うち2団体が財政再生基準以上）、連結実質赤字額があるのは、市区町村で71団体

3 実質公債費比率

- ・ 33団体が早期健全化基準以上（うち2団体が財政再生基準以上）、33団体はすべて市区町村、都道府県の平均値は13.5%，市区町村は12.3%

4 将来負担比率

- ・ 5団体が早期健全化基準以上、5団体はすべて市区町村、都道府県の平均値は222.3%，市区町村は110.4%

☆ ☆ ☆ 財政用語一覧 ☆ ☆ ☆

用語	説明																											
あ行	依存財源 地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。																											
	一般会計 地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。																											
	一般財源 使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。																											
	一般財源総額 地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債、地方譲与税の合計をいいます。																											
	縁故債 (銀行等引受債) 銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。 その他:公的資金(財政融資資金、地方公営企業等金融機構など)																											
か行	起債制限比率 公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、これまで国が地方債発行を許可する基準になっていました。現在では、実質公債費比率が地方債発行を許可する基準となっています。																											
	義務的経費 地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。																											
	経済対策 いわゆる、景気回復のために実施される政策をいい、公共事業の推進、地方単独事業の推進、中小企業対策などが行われます。過去の主な国の経済対策事業費及び県の対応額については、次のとおりです。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国の経済対策(事業規模)</th> <th>県の対応(補正額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>10.7兆円</td> <td>653億円</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>34.5兆円</td> <td>553億円</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>14.2兆円</td> <td>660億円</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>43.6兆円</td> <td>1,275億円</td> </tr> <tr> <td>11年度</td> <td>18.0兆円</td> <td>423億円</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>11.0兆円</td> <td>320億円</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>10.0兆円</td> <td>349億円</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>4.4兆円</td> <td>235億円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	国の経済対策(事業規模)	県の対応(補正額)	4年度	10.7兆円	653億円	5年度	34.5兆円	553億円	7年度	14.2兆円	660億円	10年度	43.6兆円	1,275億円	11年度	18.0兆円	423億円	12年度	11.0兆円	320億円	13年度	10.0兆円	349億円	14年度	4.4兆円	235億円
区分	国の経済対策(事業規模)	県の対応(補正額)																										
4年度	10.7兆円	653億円																										
5年度	34.5兆円	553億円																										
7年度	14.2兆円	660億円																										
10年度	43.6兆円	1,275億円																										
11年度	18.0兆円	423億円																										
12年度	11.0兆円	320億円																										
13年度	10.0兆円	349億円																										
14年度	4.4兆円	235億円																										
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。																											
経常経費	法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、経常的に支出される経費をいいます。																											
経常収支比率	財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する代表的な指標になります。 義務的経費が、県税や地方交付税など固定的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。																											
経常収入	法令などで規定されており、毎年度経常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。																											
県債依存度	歳入総額に占める地方債(県債)の割合をいいます。																											
減債基金	地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。																											
公営事業会計	地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、港湾整備事業、流域下水道事業の6つの会計がある。																											
恒久的減税	一定期間を定めて行なう特別減税に対して、税率の引き下げや税率の適用区分を変更するなど、減税の効果が半永久的に続く減税方法をいいます。																											
公債費	地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。																											

	公債費比率	標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。
	公債費負担比率	地方公共団体が自由に使途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還(公債費)に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいます。
さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のことです。)
	財政力指数	基本的な財政需用に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。
	財政健全化債 (行政改革推進債)	地方公共団体が自動的に財政健全化に取組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。平成18年度からは行政改革推進債に変更になりました。
	三位一体改革	国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取り組み(H15~H18)をいいます。
	資金手当債	財源不足額を補てんするために通常の地方債が充てられる範囲(充当率70~90%)を超えた隙間部分(30~10%)に、特別に認められる地方債をいいます。
	実質公債費比率	元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、起債の発行に国の許可が必要になります。
	実質単年度収支	単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。
	市場公募債	地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)などと同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。個人でも1万円単位から購入することができます。
	自主財源	地方公共団体が自動的に収入できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金等が該当します。
た行	人件費	一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。
	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税5税の一定割合を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。
	地方財政計画	国の予算に対して、約1,900の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の状況を明らかにしたもの。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。
	地方債(県債)	道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために、年度を超える長期の借入金をいいます。

	地方債協議制度	地方公共団体の自主性をより高める観点から、従来の地方債許可制度に代わって、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。
	地方譲与税	国税として徴収され地方公共団体に譲与される税で、自動車重量譲与税などがあります。
	投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの(社会資本の形成)に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。
	特定財源	国庫支出金、県債など、その使途が特定されているものをいいます。
	特別会計	特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。
	特別交付税	各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。
は行	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。
	普通会計	一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたもの。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行うので、他県比較などの時に使われるものです。
	普通建設事業	道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。
	普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額(基準財政需要額)と、同じく合理的手段によって捕そくされたあるべき収入額(基準財政収入額)との差額が交付されるものです。
	物件費	印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。
	法人県民税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税率が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税率が決まる法人税割があります。
	法人事業税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額を課税標準として税率が決まります。 このため、税収が景気動向に左右されやすいといえます。
	補助費等	市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。
は行	骨太の方針	国では、平成13年6月「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針を「骨太の方針」といいます。 その後、平成14年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針2002)」をはじめ毎年、骨太の方針が示されています。最近では、「経済財政改革の基本方針2008(骨太の方針2008)」を閣議決定し、地方財政を含む歳出改革の概要等が示されています。
	臨時財政対策債	地方交付税の振替として発行する特例的な地方債をいいます。 地方財政計画上の收支不足は、従来、交付税特別会計で借入れ、交付税で措置されてきました。しかし、平成13年度から、負担の明確化、透明化等を図るため、特会借入方式を見直し、收支不足を国と地方が折半して負担することとなり、この地方負担分を賄うために発行されることとなったのが臨時財政対策債です。 元利償還金相当額は、後年度、全額を交付税に算入されることとなっています。